グ・テロ資金供与対策企画室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。

2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

［3～5　略］

6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十六項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

7　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

8　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務をつかさどる。

9　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室に、室長を置く。

10～15　［略］

情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人及び研修相談官一人を置く。

2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。第四項及び第六項において同じ。）のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

［3～5　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

6～11　［同上］

16　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、サイバーセキュリティ対策企画調整室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティの確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百七人（うち百七十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　略］

（信用機構企画室等及び企画官等）

第六条　総務課に、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに企画官一人、信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

［項を削る。］

2～10　［略］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［項を加える。］

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百八人（うち百七十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　同上］

（フィンテック室等及び企画官等）

第六条　総務課に、フィンテック室、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに企画官一人、信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

2　フィンテック室は、総務課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画及び立案その他の施策に関する事務をつかさどる。

3　フィンテック室に、室長を置く。

4～12　［同上］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。